

教職課程における科目履修方法（養護教諭一種）

(1) 免許法に定められた必要単位数

教育職員免許法施行規則により、養護教諭一種の教員免許状を取得するために必要な単位数は次の表となります。総計 56 単位が必要となりますが、本学設定の必修単位を全て修得すれば 58 単位となり、免許法上の要件を全て満たすこととなります。具体的な各区分の詳細は (2) 以降を参照してください。

別表 1 必要単位数のまとめ

区分	免許法上 必要単位数	本学設定単位数	余剰
養護に関する科目	28	34	6
教育の基礎的理解に関する科目	8	10	2
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	6	7	1
教育実践に関する科目	7	7	0
大学が独自に設定する科目	7	0	-7
	56	58	2

(2) 養護に関する科目

この区分においては、別表 1 の通り免許法上 28 単位が必要条件ですが、本学では別表 2 の全ての授業科目が必修となっていますので 34 単位を修得することとなります。

別表 2 養護に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	必要 単位	授業科目	配当 学年	春 秋	必修 単位	選択 単位	備考
衛生学・公衆衛生学 (予防医学含む。)	4	公衆衛生学	3年	春	2		
		看護管理と医療安全の 基礎	2年	秋	1		
		災害看護学Ⅱ	4年	春	1		
学校保健	2	学校保健	3年	春	2		
養護概説	2	養護概説	3年	春	2		
健康相談活動の理論・健康相談活 動の方法	2	地域看護学概論（健康 相談活動論含む）	3年	春	2		
栄養学（食品学含む。)	2	栄養学	3年	春	2		
解剖学・生理学	2	人体の構造と機能Ⅰ	1年	春	2		
		人体の構造と機能Ⅱ	1年	秋	2		
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	薬理学の基礎	1年	秋	2		
		微生物・感染症学	1年	春	1		
精神保健	2	精神病理と治療・薬理	2年	春	1		
		精神看護学概論	2年	秋	2		
看護学（臨床実習及び救急処置含 む。)	10	生涯発達論	2年	春	1		
		ケアリング論	2年	春	1		
		小児期看護学概論	2年	春	1		
		小児期看護学演習Ⅰ	2年	秋	1		

教職課程における科目履修方法（養護教諭一種）

	小児期看護学演習Ⅱ	3年	春	2		
	小児期看護学実習	3年	秋	2		
	ウィメンズヘルス看護学概論	2年	秋	1		
	対人関係論：心の知能指数EQ	1年	春	1		
	救急看護学	4年	春	1		
	家族看護学	4年	春	1		
免許法上必要単位数合計	28	本学必修単位数合計	34			

(3) 教育の基礎的理解に関する科目

この区分においては、別表1の通り免許法上は8単位が必要となります。本学では別表3の全ての授業科目が必修となっていますので10単位を修得することとなります。別表3の授業科目は、人間学部と共通開講となりますので履修に際しては十分に注意してください。なお、「教職論」は人間学部では2年配当秋ですが、看護学部では1年配当秋となっています。また、ロとへの内容を含む授業科目となります。

別表3 教育の基礎的理解に関する科目（免許法上必要な単位数…8単位）

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当学年	必修単位	選択単位	備考
イ	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	1年秋	2		
ロ	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教職論	1年秋	2		への事項を含む。人間学部は2年配当
ハ	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	1年春	2		
ニ	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学	2年春	2		
ホ	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	3年春	2		
ヘ	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	*教職論	—	—		ロの事項を含む

合計 10

注) この表の授業科目はすべて人間学部と共通開講となります。ただし「教職論」は看護学部は1年配当、人間学部は2年配当となっていますので注意してください。

(4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

この区分においては、別表1の通り中一種は10単位、高一種は8単位が免許法上は必要となります。「道徳教育の理論と方法」（2単位）は中一種では必修です。高一種では必修ではありませんが両方の免許取得を希望する学生は必ず履修してください。なお、「生徒・進路指導」の授業はほととの内容を、「特別活動・総合的な学習の時間」はロとハの内容を含む授業科目となります。

別表4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
(免許法上必要な単位数…6単位)

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
イ	(養護教諭) 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2年秋	2		看護学部のみ開講
ロ	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	3年春	2		
ハ	生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2年秋	1		看護学部のみ開講
ニ	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法。	教育相談	2年秋	2		
合計				7		

注)「教育方法論」「教育相談」…人間学部と共通開講。「道徳・特別活動・総合的な学習の時間」「生徒指導」…看護学部のみ対象に開講

(5) 教育実践に関する科目

養護教諭の免許状を取得するためには必ず中学校または高等学校において、3～4週間の教育実習が必要となります。

この区分は別表1の通り、免許法上7単位が必要となります。本学では別表5のように「養護教育実習」5単位、「教職実践演習（養護教諭）」2単位の合わせて7単位必修となります。

なお、「養護教育実習」5単位の内、1単位分は「事前事後の指導」が含まれます。

別表5 教職実践に関する科目（免許法上必要な単位数…7単位）

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
イ	教育実習	教育実習	4年春	5		
ロ	教職実践演習	教職実践演習 (養護教諭)	4年秋	2		
合計				7		

注) 両科目とも、看護学部のみ対象の授業科目となります。

（6）大学が独自に設定する科目

別表1の通り「大学が独自に設定する科目」は免許法上7単位が必要となります。しかし、本学看護学部では、「大学が独自に設定する科目」は設定しておりません。ただし、別表2から別表5までで余分に修得した単位を「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができます。（「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ）

別表2から別表5までの必修単位を全て修得すると、この区分を含めて免許法上必要な56単位以上の58単位を修得することとなります。

（7）その他の科目

「教育職員免許法施行規則」第66条の6では日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作の各科目を2単位修得することを定めています。本学では、以下の科目をこの要件としますので、これらの科目を必ず修得してください。

- 日本国憲法（2単位）
- 健康科学（2単位）
- 情報処理Ⅰ（2単位）
- English CommunicationⅠ、英語基礎Ⅰ、English&World Cultures、のうち1科目履修のこと（2単位）